

千葉市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月16日

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市教育委員会規則第6号

千葉市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(千葉市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 千葉市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成元年千葉市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「38時間45分」を「38時間45分(条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員(以下「育児短時間勤務職員」という。))については、同項に規定する1週間当たりの勤務時間とし、条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))については、同項に規定する1週間当たりの勤務時間とする。)」に改める。

第6条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「再任用短時間勤務職員(千葉市職員の給与に関する条例5条の3に定めるものをいう。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(千葉市教育委員会職員の職及び職務に関する規則の一部改正)

第2条 千葉市教育委員会職員の職及び職務に関する規則(昭和45年千葉市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第22条の4第1項の規定により採用された職員」に改め、第2条中「第29条」を「第28条」に改める。

(千葉市教育委員会職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則の一部改正)

第3条 千葉市教育委員会職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則(平成3年千葉市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第22条の4第1項の規定により採用された職員」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（千葉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年千葉市条例第22号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、第1条の規定による改正後の千葉市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則第3条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、第2条の規定による改正後の千葉市教育委員会職員の職及び職務に関する規則第1条に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規則の規定を適用する。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、第3条の規定による改正後の千葉市教育委員会職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則第1条に規定する地方公務員法第22条の4第1項により採用された職員とみなして、同規則の規定を適用する。